

## 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結  
 第2条 年金支払日および年金受取人  
 第3条 年金の種類  
 第4条 年金額の計算  
 第5条 死亡給付金の支払  
 第6条 保証期間付夫婦年金の年金の一時支払  
 第7条 保証期間付終身年金の年金の一時支払  
 第8条 確定年金の年金の一時支払  
 第9条 年金の分割支払  
 第10条 年金受取人の変更  
 第11条 年金受取人の死亡  
 第12条 年金または死亡給付金の請求、支払の手続  
 第13条 年金支払移行部分の減額または解約  
 第14条 解約返戻金  
 第15条 債権者等による解約  
 第16条 年金の種類、年金支払期間の変更  
 第17条 重大事由による解除

- 第18条 契約者配当金の割当  
 第19条 契約者配当金の分配  
 第20条 管轄裁判所  
 第21条 主約款の規定の準用  
 第22条 ファミリー保険に付加した場合の特則  
 第23条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加した場合の特則  
 第24条 5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則  
 第25条 5年ごと利差配当付介護保障移行特約と同時に付加する場合の特則  
 第26条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則  
 第27条 変額個人年金保険に付加した場合の特則  
 第28条 長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則  
 第29条 通増定期保険（低解約返戻金型）に付加した場合の特則  
 第30条 外貨建保険に付加した場合の特則

## 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項

(平成9年8月2日制定)

(平成25年5月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、保険契約者のニーズの変化に合わせて、すでに締結されている修正払込方式終身保険、有期払込終身保険、ファミリー保険、養老保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、生前給付保険（終身型）、積立利率変動型終身保険、変額個人年金保険、終身保険（無選択型）、米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険、長期平準定期保険（障害保障型）または通増定期保険（低解約返戻金型）（ただし、米ドル建特殊養老保険、長期平準定期保険（障害保障型）または通増定期保険（低解約返戻金型）は、払済保険または払済終身保険に変更されている場合に限り）の契約の全部または一部について、将来の死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金、満期保険金、特定疾病保険金または変額個人年金保険による年金の支払に代えて、定額の年金の支払を行うことを目的としたものです。

なお、この特約の付加により年金支払に移行した部分については、年金の種類に応じて、次の給付を行います。

年金の種類	給付の内容	給付額
保証期間付夫婦年金	(1) 保証期間中 被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。 (2) 保証期間経過後 被保険者または被保険者の配偶者が生存している限り、年金を支払います。	一定の年金額
保証期間付終身年金	(1) 保証期間中 被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。 (2) 保証期間経過後 被保険者が生存している限り、年金を支払います。	一定の年金額
確定年金	年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。	一定の年金額

## (特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者から、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。

2 主契約の一部を年金支払に移行するときは、次に定めるところによります。

号	年金支払に移行するときの取扱
(1)	保険契約者は、年金支払に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
(2)	年金支払に移行しない部分については、この特約条項に別段の定めがない限り、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読替えます。

3 この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（主契約が保険料一時払の契約または払済保険に変更されているときは、契約日以後所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日）のうちから、保険契約者が指定した日とします。

4 次の場合、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

号	特約を締結できない場合
(1)	主契約が延長保険に変更されているとき
(2)	この特約の締結日における被保険者の年齢が50歳未満のとき

5 この特約が付加された後は、次に規定するところによります。

号	この特約が付加された後の取扱
(1)	主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）については、次の取扱いを行いません。 ア. 死亡保険金の支払 イ. 高度障害保険金の支払 ウ. 障害保険金の支払 エ. 満期保険金の支払 オ. 特定疾病保険金の支払 カ. 契約者貸付
(2)	年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、払済保険から原保険契約への復旧の取扱いを行いません。

6 この特約が締結されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

（年金支払日および年金受取人）

第2条 年金は、次に定めるところにより支払います。

号	年金支払日および年金受取人
(1)	第1回年金支払日 この特約の締結日または会社所定の範囲内で保険契約者が指定したこの特約の締結日の年単位の応当日
(2)	第2回以後の年金支払日 第1回年金支払日の年単位の応当日
(3)	年金受取人 ア. 年金受取人は、保険契約者とします。ただし、この特約の締結の際、保険契約者が被保険者または主契約の死亡保険金受取人のいずれかを年金受取人に指定したときは、その者とします。 イ. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は第1回年金支払日以後は、年金支払移行部分に関する保険契約者の一切の権利および義務を承継するものとします。

（年金の種類）

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、次のいずれかの年金の種類を選択するものとします。

号	年金の種類	年金の支払
(1)	保証期間付夫婦年金	ア. 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者またはこの特約の締結日において被保険者と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下「被保険者の配偶者」といいます。）のいずれかが生存している限り、年金を支払います。 イ. 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。
(2)	保証期間付終身年金	ア. 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り、年金を支払います。 イ. 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。
(3)	確定年金	ア. 年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。 イ. 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

2 この特約の締結日に、被保険者に戸籍上の配偶者がいない場合には、保証期間付夫婦年金を選択することはできません。

3 この特約の締結日以後、保証期間付夫婦年金において、戸籍上の異動により被保険者と被保険者の配偶者の婚姻関係が失われたときは、次のとおりとします。

号	保証期間付夫婦年金において、戸籍上の異動により被保険者と被保険者の配偶者の婚姻関係が失われたときの取扱
(1)	年金受取人は、ただちにその事実を証する書面を添えて会社に通知することを要します。
(2)	会社は、被保険者または被保険者の配偶者が死亡した場合を除き、年金の種類を次に定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。 ① 保証期間中 保証期間付夫婦年金の保証期間と、保証期間の始期および終期を同一とする被保険者に対する保証期間付終身年金 ② 保証期間経過後 被保険者に対する終身年金
(3)	第1回年金支払日の前日までの間に被保険者の配偶者が死亡したときは、年金の種類を、前号①の規定を準用して改めるとともに、年金額を会社の定める方法により改めます。

## (年金額の計算)

第4条 年金額は、保険契約者の指定に基づき、次の各号の金額の合計または一部（以下「年金基準額」といいます。）を基準とし、この特約の締結日における会社所定の率により計算します。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利合計額を差引いた金額を、また、未払込保険料があるときは、その金額を差引いた金額を年金基準額とします。

号	金額
(1)	主契約の責任準備金。この特約の締結時に消滅する特約の責任準備金を含めます。
(2)	主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴う責任準備金の清算金
(3)	会社の定める方法により計算した契約者配当金。この特約の締結時まで積立てられた契約者配当金を含みます。
(4)	前納保険料の清算金
(5)	会社の定める範囲内で保険契約者が払込む金額

## (死亡給付金の支払)

第5条 死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）と、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が、第1回年金支払日前に死亡したとき	年金基準額（減額した場合は、減額後の年金額に対する年金基準額。）	主契約の死亡保険金の受取人

2 死亡給付金の支払事由に該当しても、死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

給付金の種類	免責事由
死亡給付金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金の受取人の故意

3 死亡給付金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金の受取人に支払います。

4 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡給付金部分の責任準備金。以下、本項において同じとします。）を、保険契約者に支払います。ただし、責任準備金の金額が死亡給付金額（前項に該当する場合には、支払われない死亡給付金部分の死亡給付金額。以下、本項において同じとします。）を上回る場合は死亡給付金額を上限として、保険契約者に支払います。

5 前項の規定にかかわらず、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

6 保険契約者は、主契約の保険金の受取人が変更される場合を除いて、死亡給付金の受取人を変更できません。

## (保証期間付夫婦年金の年金の一時支払)

第6条 保証期間付夫婦年金の場合、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残余保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

2 前項の一時金を支払ったときは、次に定めるところによります。

号	一時金を支払ったときの取扱
(1)	年金証書に表示します。
(2)	すでに被保険者および被保険者の配偶者が死亡しているときは、この保険契約は消滅します。
(3)	保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者または被保険者の配偶者が生存するときは引続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
(4)	前項の一時金を支払った後、保証期間中に被保険者および被保険者の配偶者のいずれもが死亡したときは、この保険契約は消滅します。

## (保証期間付終身年金の年金の一時支払)

第7条 保証期間付終身年金の場合、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残余保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

2 前項の一時金を支払ったときは、次に定めるところによります。

号	一時金を支払ったときの取扱
(1)	年金証書に表示します。
(2)	すでに被保険者が死亡しているときは、この保険契約は消滅します。
(3)	保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者が生存するときは引続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
(4)	前項の一時金を支払った後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。

## (確定年金の年金の一時支払)

第8条 確定年金の場合、年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、年金支払期間中の将来の年金の支払に代えて、残余年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

2 前項の一時金を支払ったときは、年金支払移行部分は消滅します。

**(年金の分割支払)**

第9条 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱いに従い、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、分割支払の回数は、会社所定の範囲内から年金受取人が選択するものとします。また、会社所定の利率で計算した利息を付加して支払います。

- 2 前項の場合、保証期間経過後に被保険者または被保険者の配偶者の死亡により保証期間付夫婦年金または保証期間付終身年金の支払事由に該当しなくなった際に、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。ただし、年金受取人の死亡により本項所定の事由が生じた場合には、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

**(年金受取人の変更)**

第10条 年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を被保険者へのみ変更することができます。

- 2 前項に定める変更の通知があった場合、会社は、年金証書に表示をします。
- 3 第1項に定める変更の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 第2条（年金支払日および年金受取人）第3号において、保険契約者が被保険者または主契約の死亡保険金受取人のいずれかを年金受取人に指定したときは、保険契約者は、以後年金受取人を変更できません。

**(年金受取人の死亡)**

第11条 年金受取人が年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人（その法定相続人が死亡した場合、死亡した法定相続人の死亡時の法定相続人）を年金受取人としてします。

- 2 前項の規定にかかわらず、保証期間付夫婦年金で、被保険者が年金受取人の場合、被保険者が被保険者の配偶者より先に死亡したときは、以後の年金受取人は被保険者の配偶者としてします。
- 3 前2項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前2項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人としてします。
- 4 前3項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合としてします。

**(年金または死亡給付金の請求、支払の手続)**

第12条 年金または死亡給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

**(年金支払移行部分の減額または解約)**

第13条 保険契約者または保険契約者以外の者で年金支払移行部分を解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、この特約の締結日から第1回年金支払日の前日までの間、年金支払移行部分を減額または解約することができます。ただし、減額後の年金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 年金支払移行部分の減額部分は、解約したものととして取扱います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、次のいずれにも該当する場合には、第1回年金支払日以後に年金支払移行部分を減額または解約することができます。

号	第1回年金支払日以後に、年金支払移行部分を減額または解約することができる場合
(1)	年金の種類が、保証期間付夫婦年金または保証期間付終身年金のとき
(2)	主契約の年金支払に移行しない部分を同時に減額または解約するとき（ただし、減額後の保険金額は会社所定の保険金額以下とします。）
(3)	保証期間中の場合、第6条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）または第7条（保証期間付終身年金の年金の一時支払）の規定による年金の一時支払を受けているか、または同時に請求をするとき
(4)	保険契約者と年金受取人が同一のとき
(5)	減額または解約できる年金額は、第2号の規定によって減額した部分の保険金額または解約した保険金額の3%以下であること
(6)	年金支払移行部分の減額または解約による解約返戻金のうち保証期間経過後に対応する解約返戻金と、年金支払に移行しない部分の解約返戻金の合計額が、第2号の規定によって減額した部分の保険金額または解約した保険金額以下であること
(7)	減額の場合、減額後の年金額が会社所定の年金額以上であること

**(解約返戻金)**

第14条 年金支払移行部分の解約返戻金は、次の各号のとおりとします。

号	解約の時期	年金支払移行部分の解約返戻金
(1)	第1回年金支払日前に解約した場合	経過年数に応じて計算した解約返戻金
(2)	第1回年金支払日以後に解約した場合	解約された年金額の責任準備金相当額

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

**(債権者等による解約)**

第15条 債権者等による年金支払移行部分の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効

力を生じます。

- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす死亡給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

号	死亡給付金の受取人の条件
(1)	保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)	保険契約者でないこと

- 3 死亡給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。
- 5 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、第1回年金支払日が到来したときは、年金基準額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払い、年金額を減額します。この場合、以後、第1項に定める債権者等による解約の効力は生じません。ただし、減額後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、年金の支払いを行わず、年金基準額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を年金受取人に支払い、年金支払移行部分は消滅します。

#### （年金の種類、年金支払期間の変更）

第16条 保険契約者は、第1回年金支払日の前日に、会社の承諾を得て、次の各号の変更をすることができます。ただし、変更後の年金の種類または年金支払期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- (1) 年金の種類の変更
  - (2) 年金支払期間の変更
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、第1回年金支払日の2週間前までに、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者に戸籍上の配偶者がいない場合には、第3条（年金の種類）第1項第1号の保証期間付夫婦年金に変更することはできません。
- 4 会社が本条の変更を承諾したときは、年金額を変更します。

#### （重大事由による解除）

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。また、年金の一部の受取人に対して主約款の重大事由による解除に関する規定を準用し年金を支払わない場合は、その支払われない年金に対応する部分のみを解除することができます。

- 2 第1回年金支払日以後に本条によってこの特約を解除した場合で、第6条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）第1項、第7条（保証期間付終身年金の年金の一時支払）第1項または第8条（確定年金の年金の一時支払）第1項の規定に準じた金額（以下、本条において「未払年金の現価」といいます。）があるときは、会社は、これを年金の受取人に払いもどします。ただし、年金の一部の受取人に対して前項の規定を適用し年金を支払わない場合で、その支払われない年金に対応する部分の未払年金の現価があるときは、これを年金の一部の受取人に払いもどします。この場合、払いもどした未払年金の現価に対応する年金額を減額したものととして取扱います。

#### （契約者配当金の割当）

第18条 会社は、会社の定める方法により積立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に次の保険契約に対して、会社の定める方法で計算した利差配当を契約者配当金として割当てます。この場合、第2号イ. に該当する保険契約については、第2号ア. に該当する保険契約に対して割当を行った金額を下回る金額とし、第3号、第7号または第8号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

号	契約者配当金を割当てる保険契約
(1)	次の事業年度中にこの特約の締結日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと契約応当日」といいます。）が到来する第1回年金支払日前の有効な保険契約。ただし、第4号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(2)	次の事業年度中に消滅する次に定める第1回年金支払日前の保険契約 ア. 死亡給付金の支払により消滅する場合には、この特約の締結日および直前の5年ごと契約応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約 イ. 死亡給付金の支払以外の事由により消滅する場合には、この特約の締結日からその日を含めて2年および直前の5年ごと契約応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約。ただし、第4号に該当する場合には本イ. の割当は行いません。
(3)	事業年度中に、この特約の締結日からその日を含めて2年および直前の5年ごと契約応当日からその日を含めて1年を経過して年金額の減額が行われる第1回年金支払日前の保険契約。ただし、第4号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(4)	次の事業年度中に第1回年金支払日が到来する保険契約
(5)	次の事業年度中に第1回年金支払日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来する有効な保険契約。ただし、第6号または第7号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(6)	次の事業年度中に年金の支払期間が満了する保険契約
(7)	次の事業年度中に前号以外の事由により、第1回年金支払日からその日を含めて1年（ただし、第1回年金支払日がこの特約の締結日である場合は2年）および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約。ただし、第9号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(8)	次の事業年度中に、第1回年金支払日からその日を含めて1年（ただし、第1回年金支払日がこの特約の締結日である場合は2年）および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して年金額の減額が行われる保険契約
(9)	次の事業年度中に、第1回年金支払日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して、第6条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）、第7条（保証期間付終身年金の年金の一時支払）または第8条（確定年金の年金の一時支払）の規定により、年金が一時支払される保険契約

- 2 前項のほか、この特約の締結日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす保険契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

#### （契約者配当金の分配）

第19条 前条第1項の規定により割当てた契約者配当は、次のとおり分配します。

号	契約者配当金	分配の方法
(1)	前条第1項第1号の規定により割当てた契約者配当金	次の方法により分配します。 ア. 次の保険年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てます。 イ. 積立てた契約者配当金は、保険契約が消滅したときまたは保険契約者の請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに死亡給付金の受取人に支払います。 ウ. 本号の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど保険契約者に通知します。 エ. 第1回年金支払日に積立てた契約者配当金があるときは、第1回年金支払日に年金の種類、年金支払期間をこの保険契約と同一とする年金保険（以下「増額年金」といいます。）の一時払保険料に充当します。
(2)	前条第1項第2号の規定により割当てた契約者配当金	保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに死亡給付金の受取人に支払います。
(3)	前条第1項第3号の規定により割当てた契約者配当金	第1号の規定に準じて積立てます。
(4)	前条第1項第4号の規定により割当てた契約者配当金	第1回年金支払日に増額年金の一時払保険料に充当します。

号	契約者配当金	分配の方法
(5)	前条第1項第5号の規定により割当てた契約者配当金	<p>保険契約者が第1回年金支払日前に選択した次の各号のいずれかの方法で分配します。</p> <p>ア. 利息をつけて積立てる方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。</p> <p>② 本ア. の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。</p> <p>イ. 現金で支払う方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。</p> <p>② 前①の規定にかかわらず、第6条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）または第7条（保証期間付終身年金の年金の一時支払）の規定により、年金が一時支払されているときは、次の事業年度の年単位の契約応当日以後、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一時支払が行われた後、残余保証期間中に、被保険者（保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時まで積立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。</p> <p>ウ. 年金保険の買増にあてる方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日に会社の定める方法により、年金の種類をこの保険契約と同一とする年金保険（以下「増加年金」といいます。）の一時払保険料に充当します。</p> <p>② 増加年金の保証期間および年金支払期間の各満了日は、その保険契約の保証期間および年金支払期間の各満了日と同一とします。</p> <p>③ 前①の規定にかかわらず、第6条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）または第7条（保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）の規定により、年金が一時支払されているときは、次の事業年度の年単位の契約応当日以後、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一時支払が行われた後、残余保証期間中に、被保険者（保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時まで積立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。</p> <p>④ 前①の規定にかかわらず、保証期間中または確定年金の年金支払期間中に被保険者（保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡した後も年金を支払っている場合は、死亡後に分配される契約者配当金は前ア. の方法に準じて支払います。</p> <p>⑤ 本ウ. の規定により増加年金を買増したときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。</p>
(6)	前条第1項第6号および第7号の規定により割当てた契約者配当金	年金受取人に支払います。
(7)	前条第1項第8号の規定により割当てた契約者配当金	第5号の規定に準じて積立てます。
(8)	前条第1項第9号の規定により割当てた契約者配当金	<p>次の方法で分配します。</p> <p>ア. 保険契約が消滅しない場合 会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てます。この場合、前条第1項第5号の規定により割当てた契約者配当金の分配に関する規定を準用します。</p> <p>イ. 保険契約が消滅する場合 年金受取人に支払います。</p>

2 前条第2項の規定によって割当てた契約者配当金は、会社の定める取扱いに従い支払います。

3 会社は、増加年金についてもこの保険契約に準じて、会社の定める取扱いに従い、契約者配当金の割当および分配を行います。

4 契約者配当金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## (主約款の規定の準用)

第21条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

## (ファミリー保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約がファミリー保険に付加されている場合には、ファミリー保険普通保険約款第26条（特約を付加した場合の特則）第2項の規定は適用されません。

## (変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加した場合の特則)

第23条 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

号	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結）の適用に際しては、次に定めるところによります。 ア. 第2項第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額」、「定額払済終身保険金額」または「定額払済保険金額」と読替えます。 イ. 第3項中「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」と読替えます。 ウ. 第4項第1号中「延長保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読替えます。
(2)	第4条（年金額の計算）第1項第1号中「主契約の責任準備金」は「主契約の積立金」と読替えます。
(3)	年金支払移行部分については、特別勘定による運用はしません。

## (5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約が5年ごと利差配当付養老保険に付加されている場合には、年金支払移行部分の契約者配当金については、第18条および第19条に定めるほか、主契約の契約者配当金の割当および分配に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。

号	5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合
(1)	主約款第41条（契約者配当金の割当）第1項第2号は「次の事業年度中に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加される保険契約」と読替えます。
(2)	前号の規定により割当てた契約者配当金および主約款第42条（契約者配当金の分配）第1項第1号ア.により積立てた契約者配当金は、第4条（年金額の計算）に定める金額の合計に充当する方法により支払います。
(3)	この特約と5年ごと利差配当付介護保障移行特約を同時に付加する場合には、第1号中「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」は「5年ごと利差配当付介護保障移行特約および5年ごと利差配当付年金支払移行特約」と読替えます。

## (5年ごと利差配当付介護保障移行特約と同時に付加する場合の特則)

第25条 この特約と5年ごと利差配当付介護保障移行特約を同時に付加する場合には、次に定めるところによります。

号	5年ごと利差配当付介護保障移行特約と同時に付加する場合
(1)	第1条（特約の締結）第1項および第2項の適用に際しては、「年金支払」を「年金支払および介護保障」と読替えます。
(2)	5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項第14条（告知義務違反による解除）の規定により、5年ごと利差配当付介護保障移行特約が解除されたときは、この特約により主契約の一部を年金支払に移行していたものとして取扱います。この場合、5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項第29条（5年ごと利差配当付年金支払移行特約と同時に付加する場合の特則）第1項第2号の規定を適用します。

## (積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

号	積立利率変動型終身保険に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結）第2項第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額」または「払済保険金額」と読替えます。
(2)	第4条（年金額の計算）第1項第1号中「主契約の責任準備金」は「主契約の積立金」と読替えます。
(3)	年金支払移行部分については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

## (変額個人年金保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約が変額個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。



号	変額個人年金保険に付加した場合
(1)	この特約条項中「年金支払」は「この特約による年金支払」と、「保険契約者」は「保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）」と読替えます。
(2)	第1条（特約の締結）の適用に際しては、次に定めるところによります。 ア. 第1項中「全部または一部」は「全部または一部（ただし、自動払済年金保険または定額個人年金保険に変更されているときは、全部のみとします。）」と読替えます。 イ. 第2項第1号中「死亡保険金額」は「基本年金額」と読替えます。 ウ. 第3項の規定は、次のとおり読替えます。 「この特約の締結日は、主契約の年金支払開始日以降に到来する契約応当日のうちから、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が指定した日（ただし、自動払済年金保険または定額個人年金保険に変更されているときは、主契約の年金支払開始日）とします。」 エ. 第5項第1号中「死亡保険金の支払」は「変額個人年金保険による年金の支払」と読替えます。
(3)	年金受取人は、第2条（年金支払日および年金受取人）第3号ア.の規定にかかわらず、主契約の年金受取人としてします。
(4)	第4条（年金額の計算）第1号は、次のとおり読替えます。 「主契約の積立金（自動払済年金保険または定額個人年金保険に変更されているときは、責任準備金）」
(5)	第5条（死亡給付金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金の受取人」は「主契約の年金受取人」と読替えます。
(6)	第12条（年金または死亡給付金の請求、支払の手続）および第14条（解約返戻金）第2項中「保険金」は「年金」と読替えます。
(7)	第13条（年金支払移行部分の減額または解約）第3項第2号は、次のとおり読替えます。 「主契約のこの特約による年金支払に移行しない部分の年金を同時に一時支払するとき」
(8)	第25条（5年ごと利差配当付介護保障移行特約と同時に付加する場合の特則）第2号は、次のとおり読替えます。 「5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項の告知義務違反による解除の規定により、5年ごと利差配当付介護保障移行特約が解除されたときは、介護保障移行部分について、この特約による年金支払に移行していたものとして取扱います。」
(9)	この特約により年金支払に移行した部分については、特別勘定による運用はしません。

（長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則）

第28条 この特約が長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読替えます。

（通増定期保険（低解約返戻金型）に付加した場合の特則）

第29条 この特約が通増定期保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読替えます。

（外貨建保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約が米ドル建終身保険、米ドル建養老保険または米ドル建特殊養老保険に付加された場合、この特約の年金額は円建として取扱います。

- 2 前項の場合、第1条（特約の締結）第3項の規定により設定されたこの特約の締結日の2営業日前における会社所定の為替レートにより年金基準額を円に換算します。
- 3 前項に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。